※既に特別徴収を適正に実施されている事業所様にも、この文書を同封している場合がございます。引き続き、特別徴収制度へのご理解、ご協力をお願いします。

## 日出町と県内市町村からの重要なお知らせです

## 日出町は個人住民税の 特別徴収を徹底しています ~まだ特別徴収にしていない 従業員の方はいませんか?~

個人住民税を特別徴収(給与天引き)することは法令により定められています。 大分県では、令和4年度から県内市町村で普通徴収認定要件を統一し、特別徴収 の徹底を図ることとしています。

## ■特別徴収をしなくてもよい場合(普通徴収にする場合)

- ①事業主の場合
  - A 受給者数が2人以下の事業所(事業所全体)
- ②従業員の場合
  - B 他の事業所で特別徴収されている(乙欄該当者を含む)
  - C 給与が少額で税額が引けない
  - D 給与の支払日が不定期(給与の支払が毎月でない)
  - E 退職者、退職予定者(5月末日まで)及び休職者



普通徴収切替理由書の提出が必要になります ※eLTAX等で提出する場合は摘要欄に切替理由を記入してください

普通徴収で提出した場合でも普通徴収切替理由がない、 切替理由に該当しない場合は、原則、特別徴収として取り扱います